## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

本件抗告の趣意は末尾添付の抗告人作成名義の抗告申立書及び弁護人兼代理人広 井淳作成名義の抗告理由書のとおりである。

原決定は相当であつて本件抗告は理由がないからこれを棄却すべきものと認め、刑事訴訟法第四二六条第一項に則り主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 原和雄 裁判官 中村義正 裁判官 安久津武人)